

# 官報

号外

平成十二年四月四日

## ○第四百七十七回 衆議院會議録 第十九号

平成十二年四月四日(火曜日)

議事日程 第十六号

平成十二年四月四日

午後一時開議

第一 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議  
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、教育公務員特例法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長鈴木恒夫君。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律案及び同報告書  
(本号末尾に掲載)

(鈴木恒夫君登壇)

○鈴木恒夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、教員の資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が国内外の大学院に長期にわたって在学することができる大学院修学休業制度を創設するもので、その主な内容は、

第一に、在職年数等一定の要件を満たす小学校等の教諭、養護教諭または講師が、任命権者の許可を得て、専修免許状の取得を目的として、国内外の大学院に在学するため、大学院修学休業を行

うことができるものとする、こと、

第二に、大学院修学休業中の教諭等は、公務員としての身分を有するが、給与を支給しないものとする、こと、

第三に、退職手当に関する大学院修学休業期間の取り扱い等について所要の規定を整備することなどであり、

本案は、三月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日中曾根文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月三十一日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認め、よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

出席閣僚大臣

文部大臣 中曾根弘文君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

米養士法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

港灣法の一部を改正する法律

国立国会図書館法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る三月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

平成十一年度第三・四半期における国庫の状況

(要求書受領)

一、去る三月三十一日、内閣から、人事官に中島忠能君を任命したので、国家公務員法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三月三十一日、内閣から、原子力安全委員会委員に須田信英君、松浦祥次郎君及び松原純子君を任命したので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二條及び第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三月三十一日、内閣から、宇宙開発委員会委員に栗木恭一君を任命したので、宇宙開発委員会設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三月三十一日、内閣から、国地方係争処理委員会委員に上谷清君、大城光代君、五代利矢子君、塩野宏君及び藤田由晴君を任命したので、地方自治法第二百五十條の九第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る三月三十一日、内閣から、商品取引所審議会会長に神崎克郎君を、同委員に上村達男君、北岡隆君、佐々波楊子君及び竹居照芳君を

任命したので、商品取引所法第二百九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る三月三十一日、本院は、人事官に中島忠能君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三月三十一日、本院は、原子力安全委員会委員に須田信英君、松浦祥次郎君及び松原純子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三月三十一日、本院は、宇宙開発委員会委員に栗木恭一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三月三十一日、本院は、国地方係争処理委員会委員に上谷清君、大城光代君、五代利矢子君、塩野宏君及び藤田宙靖君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る三月三十一日、本院は、商品取引所審議会会長に神崎克郎君を、同委員に上村達男君、北岡隆君、佐々波楊子君及び竹居照芳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 古賀 誠君  | 鈴木 俊一君 |
| 枝野 幸男君 | 前原 誠司君 |
| 福岡 宗也君 | 今田 保典君 |
| 漆原 良夫君 | 冬柴 鐵三君 |
| 権藤 恒夫君 | 二見 伸明君 |
| 鈴木 俊一君 | 古賀 誠君  |
| 今田 保典君 | 福岡 宗也君 |
| 前原 誠司君 | 枝野 幸男君 |
| 冬柴 鐵三君 | 漆原 良夫君 |
| 二見 伸明君 | 権藤 恒夫君 |

大蔵委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 河井 克行君 | 滝 実君   |
| 岩國 哲人君 | 古川 元久君 |
| 中川 正春君 | 海江田万里君 |
| 谷口 隆義君 | 旭道山和泰君 |
| 滝 実君   | 河井 克行君 |
| 海江田万里君 | 中川 正春君 |
| 古川 元久君 | 岩國 哲人君 |
| 旭道山和泰君 | 谷口 隆義君 |

文教委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 旭道山和泰君 | 並木 正芳君 |
| 山原健二郎君 | 藤木 洋子君 |
| 並木 正芳君 | 旭道山和泰君 |
| 藤木 洋子君 | 山原健二郎君 |

建設委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 上田 勇君  | 赤羽 一嘉君 |
| 赤羽 一嘉君 | 上田 勇君  |

議院運営委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 大野 松茂君 | 石崎 岳君  |
| 石崎 岳君  | 大野 松茂君 |

決算行政監視委員

辞任

補欠

|        |        |
|--------|--------|
| 綿貫 民輔君 | 河井 克行君 |
| 村山 富市君 | 保坂 展人君 |
| 河井 克行君 | 綿貫 民輔君 |
| 保坂 展人君 | 村山 富市君 |

(議案提出)

一、去る三月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。  
電波法の一部を改正する法律案  
電気通信事業法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る三月三十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。  
港灣運送事業法の一部を改正する法律案  
弁理士法案  
農産物検査法の一部を改正する法律案  
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案  
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案

一、去る三月三十一日、予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。  
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案

一、去る三月三十一日、予備審査のため参議院から送附された次の議案を受領した。  
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)  
一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
商業登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号(参議院送付)) 法務委員会 付託  
都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号) 建設委員会 付託

(議案送付)  
一、去る三月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
民事法律扶助法案  
(議案通知書受領)  
一、去る三月三十一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案  
栄養士法の一部を改正する法律案  
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院第一八号)

一、去る三月三十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案  
平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
港灣法の一部を改正する法律案  
(答弁書受領)  
一、去る三月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員青山丘君提出合併処理浄化槽の普及促進に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員濱田健一君提出米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する質問に対する答弁書

質問

第 九 号

合併処理浄化槽の普及促進に関する質問主意書

提出者 青山 丘

平成一二年度における合併処理浄化槽の設置整備事業費(案)は、一六二億四、三〇〇万円とされたことである。  
この合併処理浄化槽の設置事業に関しては、新設される合併処理浄化槽の一部にしか設置整備事業の国庫補助金が交付されていないという事実がある。

平成一〇年度は、一五三億円の補助金により九万八、九〇〇基の合併処理浄化槽が新設されたと聞く。ところが厚生省によれば、同年度は十五万二、九〇〇基の合併処理浄化槽が設置されたこととあり、その差の五万四、〇〇〇基には補助

金が交付されていないことになる。

また、平成一一年度下水道事業費が一兆二、八六〇億円となっているのに対して、同じ生活排水処理施設である合併処理浄化槽の設置整備事業費は、わずかに一六〇億円にすぎず、両者の間には大変な格差が生じている。

合併処理浄化槽は建設費が著しく安い。しかも合併処理浄化槽の維持管理費用は個人払いであり、国や自治体には全く負担がない。

また、合併処理浄化槽の排水処理能力は単独処理浄化槽に比べ格段に優れている。つまり、合併処理浄化槽は環境保全の能力においても、経済性においても優れているのである。

これからの予算配分においては、合併処理浄化槽をも重視すべきと思われる。とくに下水道を設置することが難しい地域については、合併処理浄化槽の普及を積極的に検討すべきである。

その観点に立つて、次の事項について質問する。

一 合併処理浄化槽の特徴、合併処理浄化槽の果たしうる役割について政府の見解を伺いたい。

二 合併処理浄化槽は下水道と同等の恒久的な生活排水処理施設と考えているが、政府の見解を伺いたい。

三 我が国における合併処理浄化槽の普及状況、これからの普及の見通しについて伺いたい。

四 合併処理浄化槽の普及促進のために、現在政府はどのような対策を講じているか伺いたい。

五 合併処理浄化槽を今後さらに普及させるためには、国と自治体との緊密な協力、あるいは合併処理浄化槽の積極的役割を国民に理解してもらうための広報活動が欠かせないように思う。政府としては普及促進のための課題をどのように認識しているか、そしてその課題をどのように解決したいと考えているか、見解を伺いたい。

六 新設の浄化槽は原則としてすべて合併処理浄化槽とし、また既設の単独処理浄化槽について

は合併処理浄化槽へ造り替えていくことが、環境保全のために重要であると考えているがどうか。

七 建築基準法施行令第三二条(水洗便所の尿尿浄化槽)に規定されている、放流水の生物化学的酸素要求量の基準については、二〇mg/l以下に改正すべきと考えているがどうか。

八 合併処理浄化槽の設置、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への造り替えを推進する自治体に対し、国からの支援をさらに拡充すべきと考えるがどうか。

九 自治体が合併処理浄化槽の普及に積極的に取り組むことを援助し、最終的にはすべての合併処理浄化槽に設置整備事業費の補助金をつけられるようにすべきと考えるがどうか。

一〇 合併処理浄化槽にも、窒素・リン対策などの点で技術的課題が残されていると聞く。このような課題を乗り越えるための環境技術の開発を、政府は積極的に支援すべきと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆議一四七第九号  
平成十二年三月三十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
内閣総理大臣 小淵 恵三

衆議院議員青山丘君提出合併処理浄化槽の普及促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)  
衆議院議員青山丘君提出合併処理浄化槽の普及促進に関する質問に対する答弁書

一 合併処理浄化槽の特徴は、戸別に設置される個別処理システムであること、し尿と生活雑排水を併せて処理する生活排水処理施設であること、し尿のみを処理し、生活雑排水は未処理のまま放流する単独処理浄化槽よりも公共用水域の水質保全を図る上で優れていること等である。

生活排水処理施設には、合併処理浄化槽のほか集合処理システムである下水道、農業集落排水施設等があるが、生活排水処理施設の整備率がまだ低い市町村においては、今後その整備を推進していく必要性が高く、特に人口が散在している地域では、個別処理システムである合併処理浄化槽の普及が重要であると認識している。

二 合併処理浄化槽及び下水道は、それぞれの特長に応じ、公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善及び保全を図るための施設である。また、合併処理浄化槽は、適切な設置及び維持管理がなされれば相応の期間使用が可能である。

三 合併処理浄化槽については、第八次廃棄物処理施設整備計画(平成八年度から平成十四年度まで)の中で六百九十四万人分の整備を予定している。

平成十年度末に設置されている浄化槽は約八百四十二万基であり、そのうち約十四パーセントの約百四十四万基が合併処理浄化槽である。また、平成十年度に新たに設置された浄化槽は約三十一万基であり、そのうち約半数の約十五万基が合併処理浄化槽である。平成十一年の四月から十二月までに新たに設置された浄化槽のうち合併処理浄化槽の占める割合は約六十四パーセントとなっており、この割合は年々高まってきている。

四 合併処理浄化槽による生活排水処理を推進するため、昭和六十二年に、合併処理浄化槽を設置する者に対して市町村が補助する事業に対する国庫補助事業を創設するとともに、平成六年度には、市町村自らが設置主体となつて戸別の合併処理浄化槽を整備する事業に対する国庫補助制度を創設したところであり、これらに係る平成十一年度第二次補正後の予算額は、約二百五億円である。

また、合併処理浄化槽、下水道、農業集落排水施設等の各施設の特徴をいかして生活排水処理施設の効率的な整備を進めるため、厚生省、建設省及び農林水産省の連携により、毎年度末の生活排水処理施設の整備状況を公表するとともに、都道府県による汚水処理施設の総合的な整備に関する「都道府県構想」の作成を支援し、各施設の特徴をいかして効率的かつ計画的な生活排水処理施設の整備を図る市町村に対する補助金の優先交付等を実施しているところである。

五 今後とも、地方公共団体の協力を得て、合併処理浄化槽の役割やその設置に対する補助事業について周知を図ってまいりたい。

また、地方公共団体との緊密な連携の下に、地域の実情に適した生活排水処理施設の整備を行うことが重要であると考えており、厚生省、建設省及び農林水産省が連携を図りつつ、各施設間の設置費用、維持管理費用等の比較が可能となる資料を整備する等の方策を講じてまいりたい。

六 生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、新設の浄化槽は原則として合併処理浄化槽に限るとともに、既設の単独処理浄化槽については他の生活排水処理施設によって生活雑排水が処理される場合を除き合併処理浄化槽に置き換えていくことが重要であると認識している。

七 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三二条第一項においては、尿尿浄化槽を設ける区域及び処理対象人員の区分に応じ、尿尿浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の上限値として、一リットルにつき百二十ミリグラムから三十ミリグラムまでの数値

を定めているところである。

この値は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に定める建築物の構造に関する最低の基準として、汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽が有するべき性能を示す値としては、適切なものであると考えている。

なお、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項又は第三項の規定に基づき、同法第二条第一項に規定する公共用水域に放流水を排出する尿尿浄化槽に關して更に厳しい排水基準が定められている場合には、建築基準法施行令第三十二條第三項に基づき、当該尿尿浄化槽には当該排水基準に適合するよう建設大臣が別に定める構造基準が適用されることとなっている。

八について

今後とも、各市町村からの要望を踏まえ、合併処理浄化槽の設置に関する補助事業について所要の予算を確保するとともに、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への置換えに対する支援にも取り組んでまいりたい。

九について

政府としては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、市町村が合併処理浄化槽を設置する者に補助する事業及び市町村自ら設置する主体となつて戸別の合併処理浄化槽を整備する事業に対して補助しているところであり、今後とも市町村の要望にできる限りこたえられるよう、所要の予算を確保してまいりたい。

十について

戸別の合併処理浄化槽による生活排水中の窒素の除去は実用化されているが、燐の除去については実用化に向けた技術的課題が残っていることから、後者に重点を置いた技術開発に取り組んでまいりたい。

平成十二年三月二日提出

質問 第一二二一号

米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する質問主意書

提出者 濱田 健一

米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する質問主意書

在日米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業は、瀬戸内海でも数少なく残った藻場・干潟の消滅を伴うため、瀬戸内海の環境を保全し、次世代に豊かな海を残していくためにも、その対策は、緊急を要するところである。

従つて、次の事項について質問する。

一 藻場・干潟の消滅の問題性について

本埋め立て計画が、瀬戸内海でも残り少ない藻場・干潟の消滅を伴うため、環境庁は、消滅する「藻場・干潟」の回復措置について研究、実行することを条件に埋め立て認可に同意した。事業主である広島防衛施設局は、環境庁の意見を踏まえて、一九九六年一月、専門家による藻場・干潟回復調査検討委員会以下、委員会を設置した。そして「回復」が実現可能かどうかの保障は何一つないまま、一九九七年六月、工事は始まった。

二 委員会の検討結果がでる着工から四・五年先まで、藻場・干潟を埋める工程には入らないということになっていないと聞くが、それは事実か。

三 藻場・干潟の消滅と回復に關する検討をするうえで、背景として瀬戸内海の浅海の状態、水質、生物生態環境の変化や現状について、どのように認識しているか。特に、藻場や干潟の現状、過去から現在までの変遷と、その将来に向けての意味についてどのように捉えているか。

四 2を踏まえて、わずかに残存した藻場や干潟をつぶす代償として、藻場などの回復措置

をこずる努力をするという考え方についてどのように思うか。近年、環境修復技術としてのミチゲーションなることをよく見かけが、ミチゲーション技術が、埋め立てや開発の免罪符として機能しかねない現状があるように見えるが、この点についてどう考えるか。

四 藻場の回復、特に移植技術については、若干の事例があるが、技術的に確立された段階といえるのか。広島市出島の例などを見ても、試行錯誤が続いている段階である。しかも、これまでの例は、せいぜい数ヘクタール程度だが、岩国の事例では、少なくとも四〇ヘクタール以上の広大な藻場の回復が問われている。岩国のような広い領域の藻場の回復措置が、そもそも可能なかどうか見解を示してほしい。

五 4とも関係があるが、藻の移植技術や人工干潟の造成などによって、天然の藻場・干潟が持つ機能・能力(自然浄化機能、産卵・成育などの機能を、そのまま回復・補償することとは可能なか。それが実証できる技術的・科学的な蓄積はあるのか。

六 藻場回復委員会が作られたのは一九九六年一月一日である。そして委員会がまだ何の検討も始めていない一月二八日、埋め立ての免許申請に認可がくだされた。4、5の回答とも関わるが、四〇ヘクタール強の広大な藻場の代償措置がどのように可能なのか具体的に何もしないまま、工事そのものが始まっていったあり方について、どのように思うか。どう見ても順序が逆であり、少なくとも代償措置の見込みが付き、具体的な案が提示されるまでは、工事は凍結するべきものと考えられるがどうか。

七 防衛施設局は、本気で各々四〇ヘクタール強の藻場と干潟(合計約八五ヘクタール)を回復し、代償措置を取る覚悟はあるのか。仮にある場合、それはどのように可能なのか具体的に示して欲しい。

二 これまでの工事による藻場の消失に關してこの二年半の工事は南工区において行われてきたが、一九九八年五月一日に始まった護岸の基礎工事用の捨て石投入が、アマモ場にかかっていた点について質問する。

一 投石部分では、一九九八年二月から四月にかけて五一〇〇㎡にわたってアスファルトマットを打ち、その上に投石を始めたが、これによって消失したアマモ場の面積と、株数はどのくらいの量になるか。

二 上記の消失したアマモは、どのように扱われたのか。例えば、そのままつぶしてしまつた、あるいは一部について移植を行つたなど具体的に示して欲しい。仮にそのままつぶしたとすると、一㎡に五〇株として、五〇〇㎡の藻場をアスファルトマットで固めたことになると、それだけで二五万株ものアマモを消失させたことになるが、その工事によって何株のアマモがなくなったことになるのか。

三 検討委員会では、二〇〇二年まで「検討を続け、しかる後に研究結果を出す」予定のようだが、一年目の工事で既に幾ばくかのアマモをつぶす工事が行われてしまつたことについて、どう考えるか。そして、どう対処したのか。

は、論理的に矛盾しているが、この点についての見解を示してほしい。

南工区の九ヘクタールは、埋め立て全体で消失する藻場の約二〇%にも相当しているものであるから、この代償措置をどのようにするかは極めて重要なので、具体的な案を提示すべきである。

ちなみに広島市の出島においては、たつたの二・二ヘクタールのアマモをつぶす埋め立て計画について、まがりなりにも、そのすべてを別の地点に移植する事業が行われた。ちなみに出島の場合、必ずしも移植に成功しているわけではないが、少なくとも消失するアマモの代替措置になるべく努力していることだけは確かである。それと比べれば、南工区において消失する九ヘクタールの藻場をどう扱うかは極めて大きな問題である。

三 回復調査研究委員会の検討状況について

1 上記の問題も含めて、二年半にわたる委員会の検討状況について、検討に用いた資料、検討の結果などを公開し、市民に縦覧するよう求めたい。あくまでも、市民の税金を使用して委員会が行われている限りにおいて、検討状況を公開することは当然のことである。とりわけ二のような問題が起こり、委員会が造成の検討をしている最中に、一方で工事が始まって藻場の一部をつぶしていることを鑑みると、検討状況の公開は公共の利益を確保するためにも不可欠のことと考える。

2 報道によると、一九九五年から「基地沖のアマモ場の裸地に約四五〇株のアマモを移植する実験」を行ってきたとのことだが、どこのアマモを、どの地点に、どのように移植し、活着状況の把握をどのように行ってきたのか。一九九八年四月二二日頃の報道では防衛施設局の発表として、「移植したアマモが順調に成長、周囲の天然アマモ場と同じか、それを上回る速さで増えていることが

わかった」などと、いかにも移植がうまくいっているといった一面的な情報だけ公開しているが、検討状況の公開は、全面的に行うのが筋ではないか。

3 仮に移植実験がうまくいっているとしても、わずか約四五〇株の試験をするのと平行して、他方で、既に一部の工事によって、その数百倍にも当たるアマモがなくなってしまう可能性があることは、どのように関連していると考えるか。移植実験は、消失する藻場を、何らかの形で、別の場所でもいから生かしていきたいとの想いから行っているはずであるが、その一方で、既に実験で行われているのは桁違いに大きいアマモが無くなっていくというすれば、黙認できない問題である。一時、工事をストップしてでも、再検討すべきではないのか。

4 着工から初年度の環境監視報告書の表2-1「4」各プロットの被度別藻場面積、推定株数の総括表によると、埋め立て区域内の藻場面積は、北側地区三四・四七ヘクタール、中央地区一・五八ヘクタール、南地区九・〇七ヘクタールとあり、合計すると四五・一一ヘクタールになる。この間、環境アセスメントにおいては、埋め立てで消失する藻場の面積を四一ヘクタールとして議論してきたと認識しているが、今回の環境監視調査では、その数字が約四ヘクタール、約一〇%も大きくなっていることがうかがえるが、この点についての事情をどう解釈するか。藻場調査の方法や綿密さが異なるデータであるのか、または、特に北側地区において、藻場が広がったということなのか。

いずれにせよ、これら四五ヘクタールの藻場にあるアマモの株数は、実に三三・五万株にもなるが、これらの全体の損失を補償する膨大なエネルギーを注ぐよう努力すべきと思うが、この点についてどのように考えているのか。もし、そうなら、既に始まってしまっ

た南工区の護岸工事に伴う藻場の消失には、どう対処されるのか。

5 当初の工事計画では、着工から三年次の半ばからは、北工区における工事を始めることにもなっているが、計画はどうなっているか。北工区には、南工区以上に広大な藻場があり、この区域においても、消失する藻場・干潟の具体的な代償措置なしに、工事が開始されることは、許されざることを考えるが、この点についてどう考えているのか。

6 委員会が形成された経緯からして、各々四〇ヘクタール強の消失させる藻場と干潟の代償措置を全面的に行う具体的な提案が、委員会の検討結果として出てくるのが期待されるが、仮にそれが不可能な検討結果が出た場合、どのように対処される計画が明らかにして欲しい。検討結果によっては、埋め立て工事そのものを凍結する覚悟はあるのかどうか明確にしたい。私は、検討結果の如何によらず、藻場・干潟はつぶしても仕方がないとの判断がなされることを強く危惧する。

7 これだけ広大な藻場・干潟は一度つぶしてしまつたら、その同じ場所に人為的に回復させることは不可能であり、長い時間的見通しで見ると極めて大きな損失である可能性があることは政府としても十分承知されていると思うが、それでもなおかつ埋め立てをして、基地を拡張せねばならない正当な理由はあるのかどうか明確にしたい。

8 そもそも、激減してしまつた藻場・干潟を、更につぶしていく埋め立てが、瀬戸内海環境保全特別措置法の見直しを行っている現在、まかり通っていること自体が、「埋め立ては厳に抑制すべし」とする瀬戸内海環境保全特別措置法の精神を踏みにじっていることになると思うが、この点について政府とし

てどう考えているのか。右質問する。

内閣衆質一四七第七二号

平成十二年三月三十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員濱田健一君提出米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員濱田健一君提出米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する質問に対する答弁書

一 1及び3から7まで並びに2の3及び4について

(一) 岩国飛行場の滑走路を沖合ヘキメートル程度移設する事業(以下「岩国沖合移設事業」という。)については、広島防衛施設局において、平成八年十一月二十八日、山口県知事から公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)に基づく埋立承認を得て、平成九年八月から工事に着手している。

岩国沖合移設事業の計画地のうち南地区については、現在実施している敷地造成工事に引き続き飛行場施設等の整備を行うこととしており、現時点において、着手から十年程度で完了することを目的に工事を進めているところであり、同地区における工事の実施により、埋立部分の一部に存在する藻場は消失することとなる。

政府としては、このような埋立て等の事業の実施により、藻場及び干潟が消失することとなる場合に、その回復のための措置を採ることは重要なことであると考えている。このため、広島防衛施設局において、同地区を含む岩国沖合移設事業の実施により消失することとなる藻場及び干潟について、その回復を

図ることとし、平成八年十一月十五日、学識経験者による「岩国飛行場・干潟回復調査研究委員会(以下「藻場等回復委員会」という)を設置したところである。

現在、岩国沖合移設事業の埋立承認の際の山口県知事の「専門家の指導、助言を得て、本埋立計画地周辺海域において、最大限、新たに藻場及び干潟の造成に努める」とこととの意見も踏まえ、藻場等回復委員会において、岩国沖合移設事業に伴う藻場及び干潟の回復場所、範囲等の検討が進められているところであり、広島防衛施設局において、その検討結果を得て、最大限回復が可能となるよう、新たな藻場及び干潟の造成に努めることとしている。三の7について述べる岩国沖合移設事業の必要性を踏まえれば、これが現実的な選択であったと考えている。

なお、藻場等回復委員会の検討結果が出るまで藻場及び干潟を埋める工程には入らないということになっているのではなく、また、岩国沖合移設事業を凍結する考えはない。

(四) 藻場及び干潟の機能を回復するための造成については、現在、各地でその事例が見られるなど、個々の環境に応じた実証的な調査及び研究が進められていると承知している。

なお、現在、我が国において、ミティゲーションについて一般的に確立した考え方はないが、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等に基づくミティゲーションの考え方は、環境保全措置の検討に当たっては、事業による環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、この検討結果を踏まえ、必要に応じ当該事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境保全の観点からの価値を代償し、全体として環境への影響を低減するというものである。政府としては、ミティゲーションについて

では、環境保全という観点から重要なものであると認識している。

政府としては、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)に基づき、瀬戸内海環境保全基本計画(昭和五十三年総理府告示第十一号)、化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海等)を策定し、これらにより瀬戸内海の環境保全を図ってきたところである。

その結果、化学的酸素要求量に係る環境基準の達成状況は、従前に比べ改善されたが、近年は横ばいに推移していることから、引き続き、その改善に努めていくこととしている。

また、藻場及び干潟については、その消失速度は鈍化しつつあるものの、藻場は魚介類の産卵及び生育の場として、干潟は魚介類、鳥類等の生育及び生息の場として重要な役割を果たしており、引き続き、その保全に努めることとしている。

二の1及び2について  
御指摘のアスファルトマットの敷設面積約五千五百平方メートルのうち、藻場部分の面積は約千五百平方メートル、アマモの株数は約十一万六千株と推定しており、これらアマモは消滅したものと考えている。

なお、岩国沖合移設事業の実施により消滅することとなる藻場については、一の1及び3から7まで並びに二の3及び4について述べたとおり、藻場等回復委員会の検討結果を得て、岩国沖合移設事業の計画地周辺海域において、最大限回復が可能となるよう、新たな藻場の造成に努めることとしている。

三の1から3まで及び6について  
藻場等回復委員会の検討結果等については、報道機関の求めに応じ、審議の要旨を公表しているほか、第一回(平成八年十一月十五日)から第八回(平成十年七月八日)までの同委員会の取

組及び検討結果を取りまとめ、岩国市基地対策課等において平成十年十一月二十六日から一か月間公開したところであり、これは、現在も広島防衛施設局において閲覧可能である。今後とも、同委員会の検討結果等の公開に努めてまいりたいと考えている。

また、広島防衛施設局において、平成七年度に、学識経験者の助言を得て、岩国沖合移設事業の計画地に近接する同海域の水深零メートルから二メートルのアマモが生育していない裸地に、水ごけを主原料としたポットに入れて植え付ける方法等により、岩国飛行場地先海域において採取したアマモ四百五十株を移植し、平成八年二月以降、その活着状況についてモニタリング調査を実施しているところであり、今後とも同調査を継続し、アマモ場の回復措置に関する基礎資料とすることとしている。

岩国沖合移設事業の実施により消滅することとなる藻場及び干潟については、一の1及び3から7まで並びに二の3及び4について述べたとおり、藻場等回復委員会の検討結果を得て、岩国沖合移設事業の計画地周辺海域において、最大限回復が可能となるよう、新たな藻場及び干潟の造成に努めることとしており、岩国沖合移設事業を停止又は凍結する考えはない。

三の4及び5について  
御指摘の環境監視報告書に記載している約四十五ヘクタールは平成九年十一月に、一方、岩国沖合移設事業に係る環境影響評価書に記載している約四十一ヘクタールは平成三年五月に、それぞれ撮影した航空写真を基に求めた数量であり、藻場の分布範囲については、経年又は季節により変動するものである。

また、岩国沖合移設事業の北地区の工事開始時期については、現在実施している南地区の工事の進捗よく状況を踏まえつつ判断することとしている。

となる藻場及び干潟については、一の1及び3から7まで並びに二の3及び4について述べたとおり、藻場等回復委員会の検討結果を得て、岩国沖合移設事業の計画地周辺海域において、最大限回復が可能となるよう、新たな藻場の造成に努めることとしている。

三の7について  
岩国飛行場の北側の進入表面下には工場群があり、アメリカ合衆国軍隊等は、航空機がこれを利用して飛行しなければならぬため、運用上及び安全の確保上大きな制約を受けており、また、同飛行場には市街地が近接し、航空機による騒音問題が生じている。このような状況から、地元岩国市等の要望を受け、これらの問題を解決し、アメリカ合衆国軍隊の駐留を円滑にするとともに、岩国飛行場の安定的使用を図るため、岩国沖合移設事業を実施することとしたものである。

三の8について  
瀬戸内海における公有水面埋立法に基づく埋立承認に当たっては、関係府県知事は、瀬戸内海環境保全特別措置法第十三条第一項の規定により、瀬戸内海の特許性に十分配慮しなければならぬこととされている。また、同項の運用に関する基本方針においては、埋立ては厳に抑制すべきであり、やむを得ず埋立てを認める場合においても環境保全に十分配慮することとされているところである。

岩国沖合移設事業については、飛行場運用における安全確保上の問題や航空機騒音問題への対処、埋立て等に伴う瀬戸内海の環境への影響等を総合的に勘案してやむを得ないものと判断されたものであり、公有水面埋立法に基づく埋立承認に際しては、環境保全に十分配慮がなされたものと考えている。



教育公務員特例法等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
平成十二年三月十七日  
内閣総理大臣 小 淵 恵三

教育公務員特例法等の一部を改正する法律  
(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則(第二十一条—第二十二  
条の二)」を「第四章 大学院修学休業(第二十二  
条—第二十三条の六)」に改める。

第二十条の二第三項中「次条第一項を」第二  
十一条第一項に改める。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章  
を加える。

第四章 大学院修学休業

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十条の三 小学校等の教諭、養護教諭又は  
講師で次の各号のいずれにも該当するものは、  
任命権者の許可を受けて、三年を超えない  
範囲内で年単位として定める期間、大学  
(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは  
専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外  
国の大学の課程(次項及び第二十条の五第二  
項において「大学院の課程等」という。)に在  
学してその課程を履修するための休業(以下  
「大学院修学休業」という。)をすることができ  
る。

一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法  
(昭和二十四年法律第四十七号)に規定す  
る教諭の専修免許状、養護教諭にあつては  
同法に規定する養護教諭の専修免許状の取  
得を目的としていること。  
二 取得しようとする専修免許状に係る基礎

となる免許状(教育職員免許法に規定する  
教諭の一種免許状若しくは特別免許状又は  
養護教諭の一種免許状であつて、同法別表  
第三、別表第五、別表第六又は別表第七の  
規定により専修免許状の授与を受けようと  
する場合に必要とされるものをいう。次号において同じ。)を有してい  
ること。

三 取得しようとする専修免許状に係る基礎  
となる免許状について、教育職員免許法別  
表第三、別表第五、別表第六又は別表第七  
に定める最低在職年数を満たしているこ  
と。

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用さ  
れた者、初任者研修を受けている者その他  
政令で定める者でないこと。

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教  
諭、養護教諭又は講師は、取得しようとする  
専修免許状の種類、在学しようとする大学院  
の課程等及び大学院修学休業をしようとする  
期間を明らかにし、任命権者に対し、その  
許可を申請するものとする。

(大学院修学休業の効果)

第二十条の四 大学院修学休業をしている教  
諭、養護教諭又は講師は、国家公務員又は地  
方公務員としての身分を保有するが、職務に  
従事しない。

2 大学院修学休業をしている期間について  
は、給与を支給しない。

(大学院修学休業の許可の失効等)

第二十条の五 大学院修学休業の許可は、当該  
大学院修学休業をしている教諭、養護教諭又  
は講師が休職又は停職の処分を受けた場合に  
は、その効力を失う。

2 任命権者は、大学院修学休業をしている教  
諭、養護教諭又は講師が当該大学院修学休業  
の許可に係る大学院の課程等を退学したこと  
その他政令で定める事由に該当すると認める

ときは、当該大学院修学休業の許可を取り消  
すものとする。

(退職手当に関する大学院修学休業の期間の  
取扱い)

第二十条の六 国家公務員退職手当法(昭和二  
十八年法律第八十二号)第七條第四項の規  
定の適用については、大学院修学休業をした  
期間は、同項に規定する現実に職務を執るこ  
とを要しない期間に該当するものとする。

第二十一条の二第一項中「昭和二十八年法律  
第八十二号」を削る。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定  
数の標準に関する法律の一部改正)

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職  
員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律  
第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第三号を第四号とし、第二号を第  
三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育公務員特例法第二十条の三第一項の  
規定により同項に規定する大学院修学休業  
をしている者

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定  
数の標準等に関する法律の一部改正)

第三条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職  
員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法  
律第八十八号)の一部を次のように改正す  
る。

第二十三条中第三号を第四号とし、第二号を  
第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育公務員特例法第二十条の三第一項の  
規定により同項に規定する大学院修学休業  
をしている者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行す  
る。

2 第一条の規定による改正後の教育公務員特例  
(大学院修学休業の許可の申請等)

法第二十条の三第一項の規定による大学院修学  
休業の許可に係る同条第二項の規定による申請  
並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法  
律(昭和三十一年法律第六十一号)第三十六条  
又は第三十九条の規定による意見の申出及び同  
法第三十八条第一項の規定による内申は、この  
法律の施行の日前においても行うことができる。

理 由

教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の  
向上を図るため、国公立の小学校等の教員が職務  
に従事せず国内外の大学院の課程等に長期にわ  
たり在学し、その課程を履修することができると  
大学院修学休業制度を設ける等の必要がある。これ  
が、この法律案を提出する理由である。

教育公務員特例法等の一部を改正する法律  
案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、教員の資質の向上を図るため、国公  
立の小学校等の教員が国内外の大学院に長期に  
わたり在学することができると大学院修学休業制  
度を創設するもので、その主な内容は次のとおり  
である。

1 国公立の小学校等の教諭、養護教諭又は講  
師で、一定の要件を満たすものは、任命権者  
の許可を受けて、一年を単位とする三年を超  
えない期間、専修免許状の取得を目的とし  
て、国内外の大学院の課程等に在学してその  
課程を履修するため、大学院修学休業を行う  
ことができるものとする。

2 大学院修学休業中の教諭等は、国家公務員  
又は地方公務員としての身分を保有するが、  
職務に従事しないものとし、休業中は給与を  
支給しないものとする。

3 休業の許可は、大学院修学休業中の教諭等  
が休職の処分を受けた場合等には、その効力

を失うものとする。

4 任命権者は、大学院修学休業中の教諭等が大学院の課程等を退学した場合等には、その許可を取り消すものとする。

5 大学院修学休業をした教諭等に係る退職手当の算定において、休業中の期間の二分の一の期間を在職期間に通算するものとする。

6 その他所要の改正を行う。

7 この法律は、平成十三年四月一日から施行することとし、大学院修学休業の許可に係る申請等は、この法律の施行日前においても行うことができるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、国公立の小学校等の教員が国内外の大学院に長期にわたり在学することができるよう大学院修学休業制度を創設するもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十二年三月三十一日

文教委員長 鈴木 恒夫

衆議院議長 伊藤宗一郎殿